

国 土 交 通 省
道 路 部 ・ 建 政 部
資 料 配 付

配 布 日 時	平成16年 7月29日 14時
---------	--------------------

件 名	「地方が創る道路事業制度の検討会」の結果について ～自治体の提案を国の制度として実現します～
-----	---

概 要	○国土交通省では昨年度、「地方の道路整備に関する懇談会」を開催し、全国各地の市町村長の方々から、貴重なご意見を頂きました。これらのご意見を具体化し、地方の道路整備事業に関する各種制度をより使いやすいついものにするため、事業に精通した地方公共団体の方々と共に議論する検討会を開催しました。 ○検討会は、平成16年6月10日と同21日の2回にわけて集中的に行われました。検討は、街路・補助国道・交通安全・地方道の4グループに分かれて実施され、それぞれに関係の深い事業制度について、制度改善に向けた活発な議論が行われたところです。このたび、その検討結果がとりまとめられましたので、公表いたします。
-----	---

取 り 扱 い	_____
---------	-------

配 布 場 所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
---------	-----------------------

問 い 合 せ 先	国土交通省近畿地方整備局 地域道路課 課長 谷口 昭 代表 06-6942-1141 (内線4611) 直通06-6942-4418 国土交通省近畿地方整備局 都市整備課 課長 新階 寛恭 代表 06-6492-1141 (内線6161) 直通 06-6942-1080
-----------	---

「地方が創る道路事業制度の検討会」メンバー一覧

自治体名	役 職	氏 名	グループ
北海道	建設部道路計画課主幹	土栄 正人	地方道
札幌市	道路課長	山重 啓司	交通安全
宮城県	道路管理課技術補佐	伊藤 多寿治	地方道
鶴岡市	都市計画課長	志田 忠	街路
福島県	道路企画グループ参事	佐藤 憲栄	補助国道
栃木県	道路建設課長	池田 猛	補助国道
千葉県	道路計画課 副課長	高地 恒雄	交通安全
東京都	街路課長	久保田 元久	街路
東京都	道路橋梁課長	柴田 賢次	補助国道
八王子市	道路事業部計画課長	中山 恒夫	地方道
長野県	都市計画課長	銭坂 治	街路
新潟県	道路建設課長	上田 茂樹	地方道
新潟県	道路管理課長	金子 博	補助国道
富山県	道路課主幹	加藤 昭悦	交通安全
静岡県	道路整備室長	鈴木 義勝	地方道
掛川市	都市計画課長	八木 修	街路
名古屋市	道路建設課長	池山 春雄	街路
大阪府	道路整備課課長	村上 毅	交通安全
大阪市	橋梁課長	石田 貢	補助国道
大阪市	計画課長	西尾 誠	街路
和歌山県	道路建設課長	古谷 利男	地方道
鳥取県	道路課課長補佐	細川 庸一郎	補助国道
鳥取県	都市計画課課長補佐	竹森 達夫	街路
鳥根県	道路建設課主査	黒目 正博	地方道
岡山市	土木部次長	平林 哲男	地方道
広島市	道路整備担当部長	久保 徹雄	補助国道
徳島県	道路建設課技術課長補佐	中内 雅三	補助国道
高知県	道路建設課長	北岡 俊雄	補助国道
熊本県	道路整備課長	坂本 明史	補助国道
鹿児島市	街路整備課長	福森 幹夫	街路

第１回「地方が創る道路事業制度の検討会」議事概要

（補助国道グループ）

- 「補助国道における事業のパッケージ化・統合補助制度」について
 - ・小規模事業（交差点改良等）は少額で高い効果が得られる。
 - ・改築と維持・補修及び雪寒などが一体的に計画できる補助制度が必要。
 - ・予算要求枠の縛りがあり重点配分したいものに必要額を要求できない。
 - ・法定受託と自治事務の違いがありパッケージ化に限度があることは理解。

- 「地方の視点に立った事業評価」について
 - ・現在の費用対効果分析では、中山間地等における道路整備は評価できない。
 - ・現制度はB／Cが1．0を下回る事業は不採択となり問題。
 - ・地方の道路が不要と言うような風潮が見られるが、これを払拭するためにも説明責任を果たす必要があり、新たな評価指標が必要。

- 「事業認可における様式及びヒアリング等の簡素化」について
 - ・農道事業ではある程度地方に裁量があり、道路事業も改善されると良い。
 - ・予算要求様式が各道別で異なるため事務が煩雑化している。

- 「道別、工種別予算の一元化による一括要望・配分」について
 - ・自治体内においても道路種別毎に予算の奪い合いをしているのが現状。
 - ・目の再編があったが、目が分割されたことで予算流用に支障をきたしている。
 - ・補助国道と地方道を一体的にとらえ、自治体の裁量において自由にメリハリのある予算の要求が行えるように弾力的な運用が必要。

- 「小規模改良事業の交付決定単位の統合・拡大」について
 - ・小規模な改築事業においては、交付決定単位の拡大が必要。
 - ・事業数を少なくし、一定エリア内で国道一体化して動けるものとすべき。
 - ・弾力的な予算流用が可能なように改善が必要。

- 「道路施設の維持管理への補助」について
 - ・補修の予算措置ができずに管理レベルの低下が懸念される。
 - ・「創る」から「使い・育てる」という視点に転換すべき。
 - ・特に橋梁などは、延命策を行う必要があるが、単独費だけでは限界がある。
 - ・自治体も長期的な維持管理を考慮し、補修系事業へシフトしてきている。
 - ・改築系・管理系を一元化した補助制度が必要。

■「事業化前後における調査に関する新たな補助制度」について

- ・環境アセス、埋蔵文化財調査など多大な費用を要しており補助制度が必要。
- ・事業化前に係る調査費は各自治体独自に予算確保しているのが現状だが、着工準備を積極的に要望するなどして測量試験費により各種調査を実施している。

(地方道グループ)

■「統合補助金化」について

- ・北海道は内地と違って通常事業の割合が多いので交付金のように使い勝手を良くして欲しい。

■「調査費に補助導入」について

- ・市町村では、調査費の財源確保等から個別の事業計画が立てられないため、適切に事業が執行されているとはいえない状況である。よって、調査費に補助を導入すべきである。
- ・橋梁の耐震補強等の調査を町村単独費で実施することは財政負担が大きい。
- ・町村に国の重点施策等が充分周知されているとは言えない。調査に補助を導入することで、町村が認識を高め、事業化へのきっかけともなる。
- ・事業評価等、説明責任が重要となっているため、事業の前段で非常に時間がかかる。補助を導入することで、事業のスピードアップにつながる。
- ・着工準備等、調査費のみの補助を導入して欲しい。

■「交付金事業の国庫債務負担行為の弾力的運用への工事国債導入」について

- ・交付金事業においても工事国債、用地国債が設定できれば事業の促進につながる。
- ・県債の設定は、国債もしくは国費の優先配分が条件となっている都道府県もある。

■「国費率の年度間変動導入」について

- ・交付金事業は、パッケージ内で関係管理者と協議し国費率を自由に設定できるとなっているが、調整をするのが非常に困難である。
- ・事業期間全体で国費率が 5.5/10 になっていれば良いとすれば、事業が集中する年度は国費率を上げるなど、地方費を平準化できる。

■「道路法以外の道路にも交付金を適用」について

- ・東南海地震に向けて、道路法以外の道路（里道）にも交付金を充当し避難路として整備したい。

■「24条工事で農道側が県道を整備」について

- ・中山間地域は道路整備の要望があっても、優先順位が低いため整備出来ない。
- ・農道で整備したほうが地元負担（起債措置が充実）が少ない。
- ・地域（道路利用者）としては、農道でも県道でも良いから整備してほしいという声が多い。

■「交付金の交付額の調整」について

- ・交付額に過不足が生じた場合、当面単費にて手当てし後年度に交付金を充当することで内定変更等の事務手続きの簡素化になる。

■「交付金の地方費分の起債・国費率の引き上げ」について

- ・交付金事業の地方費分に起債が組みにくくなっている。このままでは、事業が出来ず、地域のニーズに応えられない。
- ・地方費分の起債を充実するか、国費率の引き上げが必要。

■その他

- ・駅前広場整備において、鉄道事業者負担分を無くすことで、整備が進む。
- ・離島と内地で予算配分のバランスが悪い。
- ・交付金事業の予算を対象事業にではなく、県一括で配分して欲しい。
- ・特別立法に基づく事業には、通常補助をしっかりと充てるべきである。

（街路グループ）

■「先進的事例に対する総括的な補助制度」について

- ・地域から景観に配慮した道路整備を要望されるケースが多くなっているため、景観整備についての調査、活動等のソフト面へ支援措置の拡充が必要。
- ・自然、文化的風土に配慮した整備についての気運が高まる中、地域特性に応じた街路整備を進めるための包括的支援方策が必要。

■「事業認可区域外の実施採択」について

- ・道路区域として管理する区域については、補助事業の対象としてほしい。
- ・丘陵地等の街路整備において、取付道路の整備のための用地買収についても補助事業の対象としてほしい。

■「踏切対策・連続立体交差事業の総合的支援」について

- ・連続立体交差事業等の踏切除却に長期間を要する事業においては、早期事業効果を発現させるための暫定整備に対する補助拡充が必要。
- ・ボトルネック踏切の解消は重要な問題であり、更なる検討が必要。

■「L R Tの導入促進に向けた支援制度の拡大」について

- ・L R Tの導入に伴う用地補償及びレール・架線等への補助拡大が必要

- ・整備の促進を図るには、軌道事業者の初期投資を抑えることが必要
 - ・L R T 導入促進のため、補助対象を拡充し軌道事業者の事業意欲を高める必要がある。
- 「交付金事業による債務設定が可能となる補助制度」について
- ・交付金事業における工事国債制度の導入など、複数年度の契約が可能となるよう措置してほしい。
 - ・複数年契約が可能となることで、工事の一括契約が可能となり事業期間の短縮が図れる。
- 「区画整理組合への補助」について
- ・都道府県（政令市）に対して補助する現行制度を、市町村を対象に補助できるようすべき。

（交通安全グループ）

- 「採択基準の下限值（1 億円）の緩和」について
- ・交通安全事業の1箇所あたりの事業費は、大半が少額事業である。
 - ・交安事業の採択基準の下限值が、これまでの5千万円から、平成17年度より1億円へ引上げられることは、地方における交通安全事業の実施にとって非常に厳しい状況である。
 - ・下限値を撤廃して欲しい。
- 「統合補助の地区設定」について
- ・採択基準の下限值1億円への引上げに伴い、従前の範囲設定では採択基準に見合う全体事業費とすることは困難である。
 - ・従来型の統合補助制度に加え、新たに成果目標型の統合補助制度として、事故危険箇所対策等の同一目的における広範囲の地区設定を認める制度あるいは運用が必要。
- 「補助事業における調査」について
- ・地方道に対する調査費補助の検討が必要。
- 「事務手続きの簡素化」について
- ・類似した提出書類・申請書類等の様式の統一化して欲しい。
- 「地域のニーズ」について
- ・地域の発想（ソフト施策）を活かすため、N P O や地元協議会等に対する少額の交付金や補助を導入して欲しい。

第２回「地方が創る道路事業制度の検討会」議事概要

（補助国道グループ）

■「補助事業における要望枠の一体化」について

- ・ 要望枠の一体化は、長期的な視点でみれば、大規模事業を地方道で実施しようとした場合大きな魅力。
- ・ 離島など限られた地域で実施する事業はこのような制度は良い。
- ・ 地方部では改良率はほぼ同率となっており、どちらを重点化するか難しい。
- ・ 一体化要望となっても、地方道の採択要件の緩和が必要。

■「小規模改良事業の交付決定単位の統合」について

- ・ 特殊改良は、１種と２種がメインであり、これらを分ける意味がない。
- ・ 橋梁補修など補修系も合わせて統合されると使い勝手がよい。
- ・ 将来整備計画がある箇所の緊急対策的位置づけで、暫定的整備が可能になると使いやすい。
- ・ 交付決定単位を１県１路線１箇所とすることで、事業が一路線に集中してしまうという懸念もあるが、実際は各路線で多くの要望を受けている現状でそういう心配はないと思われる。
- ・ 交付決定単位を統合すると事務費が減少する。

（地方道グループ）

■「地方道路整備臨時交付金の地方費部分に地方特定を適用」について

- ・ 地方特定の予算枠が変わるわけではないが、交付金に適用範囲が広がれば、交付金はかなり使いやすくなる。

■「地方道路整備臨時交付金の国費率を引き上げる」について

- ・ 交付金事業の全体枠は変わらないので、ある事業の国費率が上がれば、別の事業の国費率または、事業量が減ることになる。
- ・ 現在の交付金制度は使い勝手が良いが、地域再生に限定すると縛りがかかることになり、使い勝手が悪くなるのではないか。ほとんどのパッケージが地域再生で読めるなら問題はない。
- ・ 事業量は減るが、全体の国費率を引き上げてもらったほうが、ありがたい。
- ・ 国費率を 10/10 にした場合、裏負担分の地方費が単独事業に充当できるかどうかは、財政部局の判断となる。地方の裁量が高まる一方で道路事業の縮小も予想される。

■「交付金事業に全体設計制度を導入」について

- ・交付金事業のパッケージ内配分は、地方の裁量に任せられている。複数年度に跨る工事で、一括審査したものについては、次年度の重点的配分を担保できるように要綱を修正する必要がある。
- ・工事より用地の方が需要があるので、用地費と金利分を交付して欲しい。

■「国費率の年度間変動の導入」について

- ・パッケージ内の調整が基本であるが、調整困難な場合は国全体で年度間の国費率を変動する必要がある。

(街路グループ)

■「踏切対策における支援制度の拡充」について

- ・踏切解消促進のため、事業の円滑な推進が可能となるよう、都市側への直接貸付等の支援制度の拡充が必要。さらには、連立事業の施行者を拡大するなど支援制度の拡充が必要。
- ・踏切対策として、暫定整備の必要性が高まっている。(歩行者、自転車の立体横断施設、踏切における遮断時間をコントロールする等の制御装置の設置)
- ・投資効果が成り立てば、暫定整備にも補助が得られるようにして欲しい。

■「L R Tの導入促進に向けた支援制度の拡充」について

- ・軌道事業者の財政負担の軽減を図る支援制度の拡充が可能となれば、軌道事業者の事業意欲も高まり、整備の促進が図れる。

■「景観・環境に要する費用についての包括的な支援制度の拡充」について

- ・街路周辺地区の検討を含めた広い範囲での支援が可能となれば、今後の街路空間の質的向上につながる。
- ・調査、計画、活動から事業実施まで、包括的に補助できる支援制度が望まれる。

■「駅と駅前広場等を一体的に整備する事業制度の創設」について

- ・駅及び駅周辺地域は「まちの顔」として整備が必要であるが、複数の関係機関との計画や費用負担に関する協議・調整が課題となっている。
- ・駅と駅前広場等を一体的に整備できるようになれば、交通結節点周辺の整備が一層推進できる。

■「例外規定の運用による既都市計画決定幅員での街路整備の推進」について

- ・旧道路構造令の規格で都市計画決定した街路について、新たに事業着手する際に、新道路構造令に適合した幅員への変更は地域への説明も困難なため、既都市計画決定のとおり整備したい。

- ・例外規定を適用することにより、対応が可能であれば地域の実情に応じた整備が可能となる。
- ・都市計画運用指針「道路構造令の適用」により、例外規定の運用が可能であることについて、改めて周知する必要がある。

■「事業効果の早期発現のための事業認可の区域設定」について

- ・事業費や事業期間を考慮して、例えば短い区間でも事業認可区域の設定を認めてほしい。
- ・整備効果が発現できるのであれば、必要に応じて柔軟に事業認可区間の設定方法も可能である。

(交通安全グループ)

■第1回の検討結果について報告・確認

「地方が創る道路事業制度の検討会」の結果について

【開催日】 平成16年6月10日、平成16年6月21日

【出席者】 地方公共団体担当者30名（資料－1）

【検討結果】

（当面、重点的に検討をすべき項目）

- 類似した提出書類・申請書類等の様式の統一化、ヒアリング等の簡素化
- 補助国道・地方道事業における予算要望枠の一体化
- 小規模改良事業の交付決定単位の統合
- 地方道路整備臨時交付金の地方費部分に対する起債措置の拡大
（地方特定の適用）
- 地方道路整備臨時交付金の国費率引き上げ
- 地方道路整備臨時交付金に全体設計制度を導入
（複数年度に跨る事業の審査を初年度のみとし、審査した案件については、
次年度以降優先的に配分）
- 地方道路整備臨時交付金に調査費を導入、または測量および試験費の
適用範囲を拡大
- 地方道路整備臨時交付金の国費率の年度間自由度を向上
- 踏切対策における支援制度の拡充
- LRTの導入促進に向けた支援制度の拡充
- 景観・環境に要する費用についての包括的な支援制度の拡充
- 駅と駅前広場等を一体的に整備する事業制度の創設
- 例外規定の運用による既都市計画決定幅員での街路整備の推進
- 事業効果の早期発現のための事業認可の区域設定
- 採択基準の下限值（1億円）の撤廃（交通安全事業）
- 地域の発想（ソフト施策）を活かすため、NPO等に対する補助制度の創設

(継続的に検討をすべき項目)

- 中山間地における新たな事業評価指標の設定
- 道路施設の維持管理に関する補助制度の創設
- 事業化前後における調査に関する補助制度の創設
- 事業のパッケージ化・統合補助制度の創設
- 道路・農道事業の一元的な実施を可能とする事業制度の創設

なお、詳細については、資料－２、３の議事概要を参照して下さい。

【今後の予定】

国土交通省では、当面、重点的に検討すべきとされた項目をふまえ、平成17年度制度要求等を検討していきます。また、継続的に検討すべき項目については、検討会終了後も引き続き地方公共団体とともに検討を行っていくこととしています。

【添付資料】

- 資料－１ 「地方が創る道路事業制度の検討会」メンバー一覧
- 資料－２ 第1回「地方が創る道路事業制度の検討会」議事概要
- 資料－３ 第2回「地方が創る道路事業制度の検討会」議事概要

平成16年7月29日

国土交通省 近畿地方整備局

※本記者発表資料については、国土交通省道路局ホームページにも掲載しています。

(アドレス:<http://www.mlit.go.jp/road/>)